（スリランカ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をスリランカ民主社会主義共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十六年十月十日にコロンボで

スリランカ民主社会主義共和国
財務次官補　G・D・C・エカナヤケ

スリランカ民主社会主義共和国駐在
日本国特命全権大使　菅沼健一閣下

○外務省告示第四百二十三号

平成十七年十月十九日にパリで採択された「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」の締約国につき、平成二十八年十月一日現在で、次のとおり追加があった（平成二十六年六月十七日外務省告示第百九十八号よりの追加）。

締約国	批准書の寄託日	当該締約国についての発効日
マダガスカル共和国	平成二十六年十月三十一日	平成二十六年十二月一日
ソロモン諸島	平成二十七年六月二十二日	平成二十七年八月一日
ジブチ共和国	平成二十七年七月二十九日	平成二十七年九月一日
シエラレオネ共和国	平成二十八年六月六日	平成二十八年八月一日
中央アフリカ共和国	平成二十八年六月八日	平成二十八年八月一日

締約国	加入書の寄託日	当該締約国についての発効日
キリバス共和国	平成二十七年五月十五日	平成二十七年七月一日
ホンジュラス共和国	平成二十七年五月二十六日	平成二十七年七月一日

平成二十八年十一月一日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第四百二十四号

平成三年三月一日にモントリオールで作成された「可塑性爆薬の探知のための識別措置に関する条約」の締約国につき、平成二十八年十月十二日現在で、次のとおり追加があった（平成二十一年三月九日外務省告示第百七号よりの追加）。

締約国	批准書の寄託日	当該締約国についての発効日
コロンビア共和国	平成二十五年九月三十日	平成二十五年十一月二十九日
コートジボワール共和国	平成二十七年十月十三日	平成二十七年十二月十二日
ニジェール共和国	平成二十一年三月六日	平成二十一年五月五日
ブルネイ・ダルサラーム国	平成二十一年七月九日	平成二十一年九月七日
レソト王国	平成二十一年十一月十日	平成二十二年一月九日
ニウエ	平成二十一年十二月一日	平成二十二年一月三十日
セントビンセント及びグレナディーン諸島	平成二十二年七月十四日	平成二十二年九月十二日
アンティグア・バーブーダ	平成二十三年一月十七日	平成二十三年三月十八日
ドミニカ共和国	平成二十三年五月九日	平成二十三年七月八日
モーリタニア・イスラム共和国	平成二十三年五月二十四日	平成二十三年七月二十三日
マラウイ共和国	平成二十六年三月三十一日	平成二十六年五月三十日
イラク共和国	平成二十六年四月十一日	平成二十六年六月十日
サンマリノ共和国	平成二十六年十二月十六日	平成二十七年二月十四日
コンゴ共和国	平成二十七年二月五日	平成二十七年四月六日

平成二十八年十一月一日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第四百二十五号

平成二十七年十二月十四日にカイロで、カイロ大学小児病院外来診療施設建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がエジプト・アラブ共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十八年十月十三日に効力を生じた。

1　援助の目的及び内容　カイロ大学小児病院外来診療施設建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十五億六千万円

3　贈与の供与期限　平成三十一年十一月三十日まで

4　署名者

日本側　香川剛廣在エジプト大使

エジプト側　サハル・ナスル国際協力大臣

平成二十八年十一月一日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第四百二十六号

平成二十八年十月十八日にニューデリー（インド）で、賃耕のための農業機械整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がブータン王国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　賃耕のための農業機械整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　二億五千万円

3　贈与の供与期限　平成三十一年十一月三十日まで

4　署名者

日本側　平松賢司在ブータン大使（インドにて兼轄）

ブータン側　ヴェツォプ・ナムギャル駐日（在インド）ブータン大使

平成二十八年十一月一日

外務大臣　岸田　文雄